

# 津山市工業用水道事業経営戦略

令和5年3月

津山市水道局



◀◀ 目 次 ▶▶

---

1. はじめに.....	1
2. 事業概要.....	1
(1) 事業の現況.....	1
(2) これまでの主な経営健全化の取組.....	3
(3) 経営分析.....	3
3. 将来の事業環境.....	5
(1) 水需要の予測.....	5
(2) 料金収入の見通し.....	5
(3) 施設の見通し.....	5
(4) 組織の見通し.....	5
4. 経営の基本方針.....	5
5. 投資・財政計画（収支計画）.....	5
(1) 投資・財政計画（収支計画）.....	5
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	8
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	9
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	10



# 津山市工業用水道事業経営戦略

団 体 名 : 津山市水道局

事 業 名 : 津山市工業用水道事業

策 定 日 : 令和5年3月

計 画 期 間 : 令和5年度 ~ 令和14年度

## 1. はじめに

本市の工業用水道事業は、良質で豊富低廉な工業用水を供給することをもって、事業者の工業用水調達に資することを目的として、旧久米町において創設した事業です。

企業誘致に合わせて工業用水事業の給水を開始し、地域の経済活動と雇用の確保のため、平成20年度末までに上水道の浅井戸水源を工業用水道の水源に転用する、増強工事を完了させています。

今後においても、良質な工業用水を低廉な料金で安定的に供給しながら、将来の施設の更新に向けた健全な経営を行っていくため、中長期的な経営の基本計画として経営戦略を策定するものです。

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	平成13年4月1日	契約水量	348 m <sup>3</sup> /日
給水先事業所数	4事業所	一日平均配水量	192 m <sup>3</sup>

#### ② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水 , <input type="checkbox"/> ダム , <input type="checkbox"/> 伏流水 , <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 , <input type="checkbox"/> 湖沼水 , <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	取水場設置数	4	管 路 延 長 9,847 m
	配水池設置数	2	
現在配水能力	1,400 m <sup>3</sup> /日	計画配水能力	1,400 m <sup>3</sup> /日



### ③ 料金

料金体系の概要・考え方	工業用水道料金は、基本料金、超過料金の合算額で算出します。		
	料金の種別	内容	料金の額 (円/m <sup>3</sup> )
	基本料金	基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量に右欄の料金の額を乗じて得た額	1m <sup>3</sup> 当たり 49 円
	超過料金	月間使用水量を超過して使用した水量に右欄に掲げる料金の額を乗じて得た額	1m <sup>3</sup> 当たり 90 円
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 18 年 4 月 1 日		

### ④ 組織

工業用水道事業に係るすべての業務について、業務が類似する水道事業と同じ部署で行っているため、工業用水道事業に専属する職員はおらず、職員給与費は計上していません。

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

### ■事務の効率化

平成 17 年の市町村合併後、類似事業である水道事業と同じ部署で施設管理、事務を行うことにしました。

また、平成 23 年度に水道事業の一部業務を民間委託したことに合わせて、工業用水道施設の運転管理及び保守点検と水質検査を併せて委託しています。

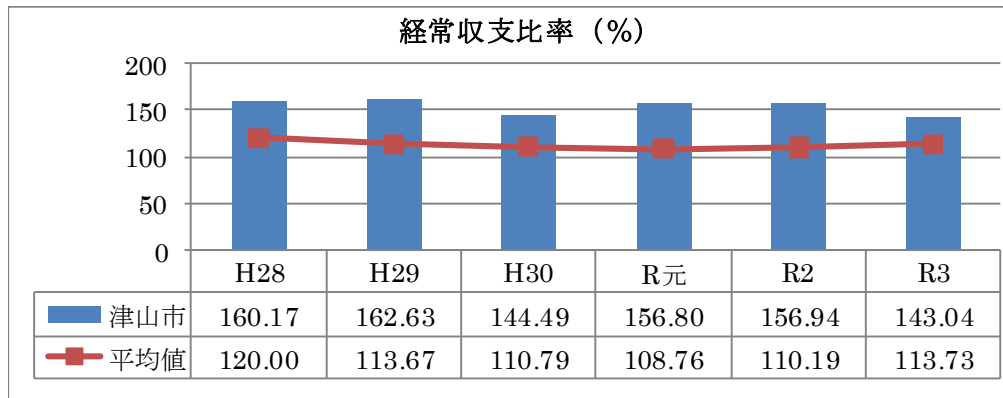
### ■施設の効率化

平成 17 年の市町村合併後、水道事業の小田中央管理施設で同時監視できるようにしました。

## (3) 経営分析

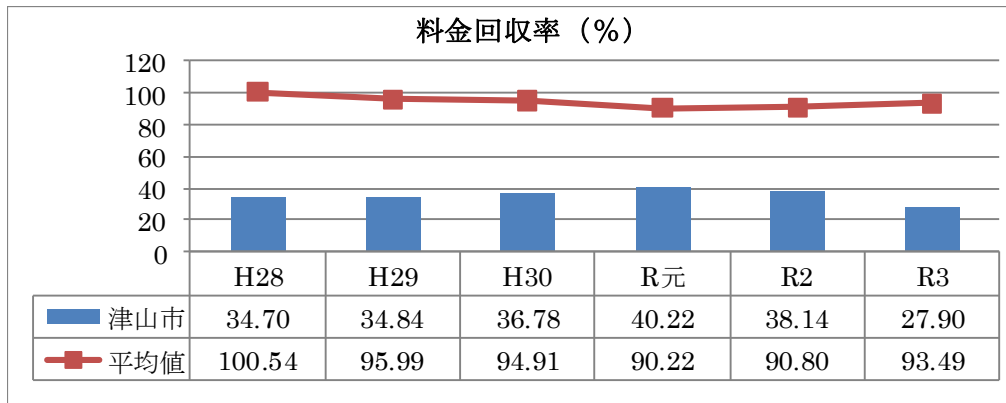
### ① 経常収支比率

本市の工業用水道事業の経常収支比率は 143.0%（令和3年度）で、収支が黒字であることを示す 100%以上となっています。工業用水道事業経営指標（総務省の統計資料）の規模別区分により極小規模に分類される類似団体（以下、「類似団体」という。）と比較しても高い水準にあり、安定した収益性を確保していますが、これは、一般会計からの補助金によるものであり、運営の改善を図る必要があります。



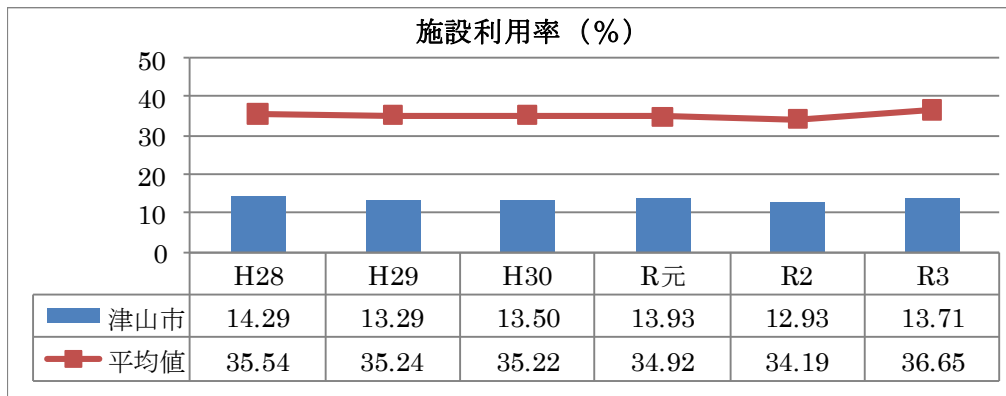
### ② 料金回収率

本市の工業用水道事業の料金回収率は 27.9%（令和3年度）で、給水に要する費用のすべてが料金で賄われていることを示す 100%を大きく下回っています。これは、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味しています。近年は横ばい傾向となっていますが、令和5年度中に新規事業者が操業を開始することから、やや改善する見通しです。給水収益を上げる必要がありますが、久米産業団地の企業誘致が完了したため、既存企業の設備投資に伴う水需要の動向を見極めながら、改善を図っていく必要があります。



### ③ 施設利用率

1日配水能力に占める1日平均配水量の割合を示す施設利用率は13.7%（令和3年度）です。本市の工業用水道事業の施設利用率は類似団体と比較してかなり低い水準となっております。1日平均配水量の面からみれば施設能力の85%程度は遊休状態にあります。令和5年度中に新規事業者が操業を開始することから、やや改善する見通しですが、早急に解決していく必要のある課題と考えています。今後は、1日最大配水量に配慮しつつ、将来の動向を見極めながら取り組む必要があります。





### 3. 将来の事業環境

#### (1) 水需要の予測

令和5年度から新規事業者が操業を開始することに伴い、契約水量は914m<sup>3</sup>/日となる見込みです。

#### (2) 料金収入の見通し

新規事業者の操業開始に伴い、令和6年度以降は、令和3年度決算に対して約2.5倍の料金収入を見込んでいます。

#### (3) 施設の見通し

宮尾水源地設備は、平成8年度の設置から20年が経過し、施設の健全性が低下しているため、令和5年度から設備を更新します。その他3つの水源地設備と配水池設備は平成20年度に設置しており、令和10年度に耐用年数20年が経過することから、令和12年度から計画的に設備を更新します。

管路については、更新期が到来していないため、計画期間内においては大規模な更新事業を予定していません。

#### (4) 組織の見通し

今後においても、工業用水道事業に係るすべての業務について、業務が類似する水道事業と同じ部署で行う予定です。

### 4. 経営の基本方針

本市では2つの基本方針に基づき事業経営を行い、今後も良質な工業用水を低廉な料金で安定的に供給し続けます。

#### **基本方針**

- 良質な工業用水の安定供給に努める
- 低廉な工業用水道料金の維持に努める

### 5. 投資・財政計画（収支計画）

#### (1) 投資・財政計画（収支計画）

計画期間における投資・財政計画は次に示すとおりです。

■収益的収支

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		7,339	7,512	7,433	12,918	16,346	16,346	16,346	16,391	16,346	16,346	16,346	16,391	16,346
	(1) 料 金 収 入		7,339	7,121	6,846	10,456	16,346	16,346	16,346	16,391	16,346	16,346	16,346	16,391	16,346
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)			391	587	2,462									
	(3) そ の 他														
	2. 営 業 外 収 益		22,856	29,118	24,728	29,293	25,024	24,718	25,044	25,134	23,012	17,121	17,113	17,101	17,226
	(1) 補 助 金		22,787	29,117	24,682	29,262	24,993	24,687	25,013	25,103	22,981	17,090	17,082	17,070	17,195
	他 会 計 補 助 金		22,787	29,117	24,682	29,262	24,993	24,687	25,013	25,103	22,981	17,090	17,082	17,070	17,195
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入				45	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	(3) そ の 他		69	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
収 入 計 (C)		30,195	36,630	32,161	42,211	41,370	41,064	41,390	41,525	39,358	33,467	33,459	33,492	33,572	
支 出	1. 営 業 費 用		19,225	25,594	21,178	30,257	29,817	29,819	29,808	29,794	29,794	29,794	29,794	29,795	29,797
	(1) 職 員 給 与 費														
	基 本 給 与 費														
	退 職 給 付 費														
	そ の 他														
	(2) 経 費		7,263	13,632	9,194	18,266	17,826	17,826	17,826	17,826	17,826	17,826	17,826	17,826	17,826
	動 力 費		1,064	1,129	1,479	5,076	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461
	修 繕 費		474	5,735	950	864	864	864	864	864	864	864	864	864	864
	材 料 費														
	そ の 他		5,725	6,768	6,765	12,326	9,501	9,501	9,501	9,501	9,501	9,501	9,501	9,501	9,501
(3) 減 価 償 却 費		11,962	11,962	11,984	11,991	11,991	11,993	11,982	11,968	11,968	11,968	11,968	11,969	11,971	
2. 営 業 外 費 用		15	14	13	3,039	95	148	150	147	140	130	121	157	232	
(1) 支 払 利 息		15	14	13	30	95	148	150	147	140	130	121	157	232	
(2) そ の 他					3,009										
支 出 計 (D)		19,240	25,608	21,191	33,296	29,912	29,967	29,958	29,941	29,934	29,924	29,915	29,952	30,029	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		10,955	11,022	10,970	8,915	11,458	11,097	11,432	11,584	9,424	3,543	3,544	3,540	3,543	
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)															
特 別 損 益 (F)-(G) (H)															
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		10,955	11,022	10,970	8,915	11,458	11,097	11,432	11,584	9,424	3,543	3,544	3,540	3,543	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)															
流 動 資 産 (J)	資 産		49,351	49,696	50,239	47,987	48,496	48,309	48,301	50,609	56,638	57,414	59,974	60,438	60,438
	う ち 未 収 金		473	469	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471
流 動 負 債 (K)	負 債		22,953	23,342	23,149	23,150	23,151	23,475	23,617	21,453	15,572	15,573	15,574	15,575	12,341
	う ち 建 設 改 良 費 分		22,908	22,909	22,910	22,911	22,912	23,236	23,378	21,214	15,333	15,334	15,335	15,336	12,102
	う ち 一 時 借 入 金														
	う ち 未 払 金		45	433	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		7,339	7,121	6,846	10,456	16,346	16,346	16,346	16,391	16,346	16,346	16,346	16,391	16,346	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		7,339	7,121	6,846	10,456	16,346	16,346	16,346	16,391	16,346	16,346	16,346	16,391	16,346	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)															



■資本的収支

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債			5,500	39,400	26,200	0	0	0	0	0	24,000	43,600	20,700
	うち資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金													
	3. 他 会 計 補 助 金													
	4. 他 会 計 負 担 金													
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金													
	9. そ の 他	0	1,344											
	計 (A)	0	1,344	5,500	39,400	26,200	0	0	0	0	0	24,000	43,600	20,700
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	0	1,344	5,500	39,400	26,200	0	0	0	0	0	24,000	43,600	20,700
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	0	2,146	6,000	39,840	26,560	0	0	0	0	24,000	43,600	20,700
うち職員給与費														
2. 企 業 債 償 還 金		22,906	22,908	22,909	22,910	22,911	22,912	23,236	23,378	21,214	15,333	15,334	15,335	15,336
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金														
4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
5. そ の 他														
計 (D)	22,906	25,054	28,909	62,750	49,471	22,912	23,236	23,378	21,214	15,333	39,334	58,935	36,036	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	22,906	23,710	23,409	23,350	23,271	22,912	23,236	23,378	21,214	15,333	15,334	15,335	15,336	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	22,906	23,710	23,409	22,388	12,773	11,963	11,952	11,938	11,938	11,938	11,938	11,939	11,941
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	10,355	10,949	11,284	11,440	9,276	3,395	2,767	984	3,076
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他			0	962	143	0	0	0	0	0	629	2,412	319
計 (F)	22,906	23,710	23,409	23,350	23,271	22,912	23,236	23,378	21,214	15,333	15,334	15,335	15,336	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)	238,310	215,402	197,993	214,484	217,773	194,861	171,625	148,247	127,033	111,700	120,366	148,631	153,995	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )											
収 益 的 収 支 分		22,787	29,117	24,682	29,262	24,993	24,687	25,013	25,103	22,981	17,090	17,082	17,070	17,195
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金	22,787	29,117	24,682	29,262	24,993	24,687	25,013	25,103	22,981	17,090	17,082	17,070	17,195
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合 計	22,787	29,117	24,682	29,262	24,993	24,687	25,013	25,103	22,981	17,090	17,082	17,070	17,195	

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の適正な管理により、安定供給を継続します。</li> </ul>
-----	---

■ 構造物及び施設の更新

津山市第5次総合計画後期実施計画に基づき、経年施設の更新を行います。

■ 管路の更新

計画期間においては、管路の更新を予定していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道施設の機能を維持するための更新や修繕、耐震化などに必要とする財源を確保し、収支の均衡に努めます。</li> <li>● 施設更新に要する企業債の借入れによる企業債償還額の平準化に努めます。</li> </ul>
-----	--

■ 財源の積算の考え方

料 金	<p>令和5年度中に契約水量が増加する見通しで、料金収入も増加を見込んでいます。今後の水需要の動向と料金回収率等経営指標を見極めながら、収支の均衡に努めます。</p> <p>計画期間中の料金改定は見込んでいません。</p>
企 業 債	<p>企業債は、計画期間内に更新を行う施設の耐用年数を考慮した償還年数で、更新必要額のほぼ全額を借入れます。</p> <p>借入条件設定は、金利見直し方式（5年おき）、償還年数20年（据置3年）、利率0.20%としています。</p>

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委 託 料	計画初年度である令和5年度と同額を見込んでいます。
修 繕 費	施設の修繕を考慮し、令和5年度と同額を見込んでいます。
動 力 費	計画初年度である令和5年度を基に、契約水量の増加を考慮した額を見込んでいます。
職 員 給 与 費	今後においても、工業用水道事業に係るすべての業務について、業務が類似する水道事業と同じ部署で行う予定ですので、人件費を見込んでいません。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	今後の水需要の動向を見極め、1日最大配水量に配慮しながら、施設の更新時に施設・設備の適正化を検討します。
---------------------------	--

② 財源についての検討状況等

料 金	今後において、契約水量の減少により投資・財政計画で見込んだ程度の利益が確保できない状況になった場合は、新たな取組を検討します。
企 業 債	今後において、大規模な更新工事を行う際は、繰越財源等の状況や企業債残高を考慮して企業債の借入れを検討します。
繰 入 金	料金収入を増加させ、収支不足の抑制に努める必要がありますが、現在の工業用水道事業を継続的に維持させる必要があるため、他会計からの繰入れも継続する必要があります。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

投資以外の経費については、財政計画に反映しているとおりであり、未反映の取組や今後検討予定の取組はありません。

## 6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営の健全化を図るためには、経営戦略に基づき目標に対する進捗管理を行うことが重要です。

計画期間（令和5年度～14年度）において、計画（Plan）⇒施策の実施（Do）⇒実績の評価（Check）⇒改善（Action）のPDCAサイクルにより、計画の推進を管理し、必要に応じて経営戦略の見直しを行います。

